

■教育行政のポイント

避けられない“教育委員会改革”

菱村 幸彦

大津市のいじめ自殺事件で世間の教育委員会に対する不信感が高まったが、これに大阪市の体罰自殺事件が加わって、教育委員会への信頼はさらに失墜した感が強い。もはや教育委員会改革は避けられない状況にある。

設置の選択制と首長の権限強化

教育委員会制度の問題点としては、従来から、①教育委員会が形骸化していること、②意思決定の迅速性に欠けること、③責任の所在が明確でないこと——等が指摘されている。その根底には、教育委員会が教育関係者のムラ社会となっていることへの不信感があると言っている。

で、これまでたびたび教育委員会制度改革の必要性が叫ばれてきた。特に小泉内閣のもとで、構造改革の一環として、もっぱら教育の部外者から改革案が提言された。主なものを挙げれば、次のとおりである。

○地方制度調査会答申（平成17年12月）：教育委員会の設置を選択制にする。学校教育以外の事務は、首長が所掌するか教育委員会が所掌するかを選択できる措置を採る。

○経済財政諮問会議「基本方針2006」（平成18年7月）：市町村教育委員会の一定の権限を首長へ移譲する特区の取組を進めるとともに、教育委員会制度について抜本的な改革を行う。

○規制改革・民間開放推進会議第3次答申（平成18年12月）：教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、地方教育行政法の改正を行う。

○教育再生会議第1次報告（平成19年1月）：首長と教育委員会との権限分担の見直しとともに、教育委員会の必置規制の撤廃について検討する。

これらの諸提言に通底する改革の方向性は、一つは、教育委員会の設置を自治体の選択制にすること、もう一つは、首長の教育に関する権限を強化す

ることにある。

今回、安倍首相のもとに設置された教育再生実行会議では、いじめと体罰に関する第1次提言に続いて、教育委員会制度の改革が取り上げられている。同会議がどのような改革案を示すかは、明らかではないが、その方向性を示唆するものとして、自民党の教育再生実行本部が今年の総選挙前に取りまとめた改革案が注目される。

教育委員会を教育長の諮問機関に

教育再生実行本部の教育委員会制度改革分科会（座長＝義家弘介現文科省政務官）がまとめた改革案をみると、「教育行政における責任体制の確立」として、次の3項目を掲げている。

(1) 教育委員会の責任者が、「非常勤」の「教育委員長」であるという無責任体制を改め、首長が議会の同意を得て任命する「常勤」の「教育長」を教育委員会の責任者とする。

(2) 教育委員会を教育長の諮問機関と位置付け、教育に関する各般の問題について闊達な議論が行われる場とする。

(3) 地方教育行政法50条（文科大臣の指示）の是正要件を見直し、地方教育行政において、法令に違反している、あるいは児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害するおそれのある場合、公教育の最終責任者たる国が責任を果たせるよう改正する。

現行制度でも、教育長の選任は、事実上、首長が行っているし、教育行政の実質的な責任は教育長が負っている。それを「事実上」でなく、「法律上」もそうしようというわけである。その意味では、現実的な改革案と言える。教育委員会制度の改革は、法律改正を伴うので、中教審で審議することが必要となる。となると、法改正には時間がかかるだろう。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウエア情報研究センター理事長）

●こんなときどうする？課題対応マニュアル 好評発売中！

『教務主任の仕事術2』

【編集】山崎 保寿（静岡大学教授） A5判 200頁／定価 2100円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）